

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	福岡財務支局長
【提出日】	2022年11月28日
【四半期会計期間】	第102期第2四半期(自 2022年7月1日 至 2022年9月30日)
【会社名】	株式会社 福岡中央銀行
【英訳名】	THE FUKUOKA CHUO BANK , LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 荒 木 英 二
【本店の所在の場所】	福岡市中央区大名二丁目12番1号
【電話番号】	092-751-4431(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役総合企画部長 岡 野 み ゆ き
【最寄りの連絡場所】	福岡市中央区大名二丁目12番1号
【電話番号】	092-751-4431(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役総合企画部長 岡 野 み ゆ き
【縦覧に供する場所】	証券会員制法人福岡証券取引所 (福岡市中央区天神二丁目14番2号)

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

当行は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期会計期間については、中間会計期間に係る主要な経営指標等の推移を掲げております。

当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第100期中	第101期中	第102期中	第100期	第101期
決算年月		2020年 9 月	2021年 9 月	2022年 9 月	2021年 3 月	2022年 3 月
経常収益	百万円	4,516	4,524	4,495	9,377	8,758
経常利益	百万円	455	568	911	798	1,273
中間純利益	百万円	433	402	669	—	—
当期純利益	百万円	—	—	—	519	869
持分法を適用した場合の投資利益	百万円	—	—	—	—	—
資本金	百万円	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
発行済株式総数	千株	普通株式 2,737 第1回 A種優先株式 300	普通株式 2,737 第1回 A種優先株式 300	普通株式 2,737 第1回 A種優先株式 300	普通株式 2,737 第1回 A種優先株式 300	普通株式 2,737 第1回 A種優先株式 300
純資産額	百万円	29,960	30,607	29,986	30,733	30,166
総資産額	百万円	638,300	629,058	587,017	574,504	570,111
預金残高	百万円	553,944	543,320	524,687	505,196	493,864
貸出金残高	百万円	423,878	427,937	427,640	428,441	433,110
有価証券残高	百万円	79,584	78,537	84,979	91,150	81,093
1株当たり純資産額	円	9,947.85	10,184.34	10,023.27	10,223.62	10,083.89
1株当たり中間純利益	円	150.33	139.10	239.33	—	—
1株当たり当期純利益	円	—	—	—	172.47	301.73
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益	円	114.81	103.10	172.24	—	—
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	円	—	—	—	134.19	222.48
1株当たり配当額	円	普通株式 25.00 第1回 A種優先株式 87.50	普通株式 25.00 第1回 A種優先株式 87.50	普通株式 25.00 第1回 A種優先株式 87.50	普通株式 50.00 第1回 A種優先株式 175.00	普通株式 60.00 第1回 A種優先株式 175.00
自己資本比率	%	4.69	4.86	5.10	5.34	5.29
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	87,020	56,619	22,753	18,752	5,296
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	1,290	12,250	4,980	11,841	8,400
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	71	92	118	165	225
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高	百万円	113,150	103,016	54,770	34,237	37,116
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	482 [94]	491 [92]	440 [95]	467 [95]	462 [88]

- (注) 1. 当行は中間連結財務諸表を作成しておりませんので、中間連結会計期間等に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 当行は関連会社がないため、「持分法を適用した場合の投資利益」の記載はしておりません。
3. 第101期(2022年3月)の1株当たり配当額のうち普通株式は、創立70周年記念配当10.00円を含んでおります。
4. 自己資本比率は、(中間)期末純資産の部合計を(中間)期末資産の部の合計で除して算出しております。

2 【事業の内容】

当第2四半期累計期間において、当行が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、関係会社については、該当ありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第2四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 財政状態及び経営成績の状況

当第2四半期累計期間における国内経済は、新型コロナウイルス感染症拡大抑制と経済活動の両立が進むもとで持ち直しております。

当行の営業地盤である福岡県経済につきましても、国内経済同様に、全体としては緩やかに回復しておりますが、一部の業種においては資源高の影響等により業況の悪化がみられております。

このような情勢のもと、当第2四半期累計期間における業績は、次の通りとなりました。

経営成績の分析

当第2四半期累計期間の経営成績につきましては、経常収益は、貸出金利息の減少等を主因に前年同期比29百万円減少し44億95百万円となりました。

一方、経常費用は、与信関係費用や営業経費の減少を主因に前年同期比3億72百万円減少し35億83百万円となりました。

その結果、経常利益は前年同期比3億43百万円増加の9億11百万円となり、中間純利益につきましても、前年同期比2億67百万円増加の6億69百万円となりました。

財政状態の分析

(資産、負債および純資産の状況)

当第2四半期末における財政状態につきましては、総資産は、前事業年度末比169億6百万円増加して5,870億17百万円となり、負債は、前事業年度末比170億87百万円増加して5,570億31百万円となりました。また、純資産につきましては、前事業年度末比1億80百万円減少して299億86百万円となりました。

(主要勘定の状況)

主要勘定残高につきましては、預金及び譲渡性預金は、前事業年度末比465億53百万円増加して5,405億57百万円となりました。貸出金につきましては、前事業年度末比54億70百万円減少して4,276億40百万円となりました。また、有価証券につきましては、前事業年度末比38億86百万円増加して849億79百万円となりました。

なお、当行は単一セグメントであるため、セグメントの業績は記載しておりません。

国内・国際業務部門別収支

(経営成績説明)

国内業務部門では、資金運用収支は3,569百万円、役務取引等収支は128百万円、その他業務収支は0百万円となり、国際業務部門では、資金運用収支は31百万円、その他業務収支は0百万円となりました。

合計では、資金運用収支は3,600百万円、役務取引等収支は128百万円、その他業務収支は0百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第2四半期累計期間	3,725	30	3,756
	当第2四半期累計期間	3,569	31	3,600
うち資金運用収益	前第2四半期累計期間	3,790	33	3,821 ²
	当第2四半期累計期間	3,633	33	3,664 ²
うち資金調達費用	前第2四半期累計期間	64	2	64 ²
	当第2四半期累計期間	64	2	64 ²
役務取引等収支	前第2四半期累計期間	76	—	76
	当第2四半期累計期間	128	—	128
うち役務取引等収益	前第2四半期累計期間	532	—	532
	当第2四半期累計期間	552	—	552
うち役務取引等費用	前第2四半期累計期間	456	—	456
	当第2四半期累計期間	424	—	424
その他業務収支	前第2四半期累計期間	—	0	0
	当第2四半期累計期間	0	0	0
うちその他業務収益	前第2四半期累計期間	—	—	—
	当第2四半期累計期間	0	0	0
うちその他業務費用	前第2四半期累計期間	—	0	0
	当第2四半期累計期間	—	—	—

(注) 1. 国内業務部門は国内店の円建取引、国際業務部門は国内店の外貨建取引であります。

ただし、円建対非居住者取引は、国際業務部門に含めております。

2. 資金運用収益及び資金調達費用の合計欄の上段の計数は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息であります。

国内・国際業務部門別役務取引の状況

(経営成績説明)

役務取引等収益は、552百万円となりました。

役務取引等費用は、424百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前第2四半期累計期間	532	—	532
	当第2四半期累計期間	552	—	552
うち預金・貸出業務	前第2四半期累計期間	56	—	56
	当第2四半期累計期間	55	—	55
うち為替業務	前第2四半期累計期間	165	—	165
	当第2四半期累計期間	140	—	140
うち証券関連業務	前第2四半期累計期間	119	—	119
	当第2四半期累計期間	103	—	103
うち代理業務	前第2四半期累計期間	43	—	43
	当第2四半期累計期間	44	—	44
うち保護預り 貸金庫業務	前第2四半期累計期間	9	—	9
	当第2四半期累計期間	9	—	9
うち保証業務	前第2四半期累計期間	1	—	1
	当第2四半期累計期間	2	—	2
役務取引等費用	前第2四半期累計期間	456	—	456
	当第2四半期累計期間	424	—	424
うち為替業務	前第2四半期累計期間	32	—	32
	当第2四半期累計期間	14	—	14

(注) 国内業務部門は国内店の円建取引、国際業務部門は国内店の外貨建取引であります。
ただし、円建対非居住者取引は、国際業務部門に含めております。

国内・国際業務部門別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前第2四半期会計期間	543,256	63	543,320
	当第2四半期会計期間	524,649	37	524,687
うち流動性預金	前第2四半期会計期間	286,387	63	286,450
	当第2四半期会計期間	263,939	37	263,977
うち定期性預金	前第2四半期会計期間	255,744	—	255,744
	当第2四半期会計期間	259,821	—	259,821
うちその他	前第2四半期会計期間	1,125	—	1,125
	当第2四半期会計期間	889	—	889
譲渡性預金	前第2四半期会計期間	16,697	—	16,697
	当第2四半期会計期間	15,869	—	15,869
総合計	前第2四半期会計期間	559,954	63	560,018
	当第2四半期会計期間	540,519	37	540,557

(注) 1. 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金

2. 定期性預金 = 定期預金 + 定期積金

3. 国内業務部門は国内店の円建取引、国際業務部門は国内店の外貨建取引であります。

国内・国際業務部門別貸出金残高の状況

○ 業種別貸出状況(末残・構成比)

業種別	前第２四半期会計期間		当第２四半期会計期間	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
国内業務部門	427,937	100.00	427,640	100.00
製造業	18,023	4.21	17,216	4.03
農業，林業	340	0.08	395	0.09
漁業	6	0.00	5	0.00
鉱業，採石業，砂利採取業	1,209	0.28	1,225	0.29
建設業	63,153	14.76	61,065	14.28
電気・ガス・熱供給・水道業	7,418	1.73	6,414	1.50
情報通信業	3,303	0.77	3,799	0.89
運輸業，郵便業	10,274	2.40	9,931	2.32
卸売業，小売業	51,535	12.04	49,464	11.57
金融業，保険業	8,752	2.05	11,256	2.63
不動産業，物品賃貸業	86,434	20.20	86,602	20.25
各種サービス業	69,233	16.18	63,967	14.96
地方公共団体	30,465	7.12	38,833	9.08
その他	77,784	18.18	77,463	18.11
海外及び特別国際金融取引勘定分	—	—	—	—
政府等	—	—	—	—
金融機関	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	427,937	—	427,640	—

(注) 国内業務部門は国内店の円建取引であります。国際業務部門は国内店の外貨建取引で、該当はありません。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第２四半期累計期間における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、主に営業活動によるキャッシュ・フローのプラスにより１７６億５４百万円増加し、当四半期末残高は、５４７億７０百万円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第２四半期累計期間において営業活動における資金は、２２７億５３百万円のプラスとなりました。

これは主に、預金の純増等によるもので、前第２四半期累計期間に比べ３３８億６６百万円減少しました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第２四半期累計期間において投資活動における資金は、４９億８０百万円のマイナスとなりました。

これは主に、有価証券の取得による支出等によるもので、前第２四半期累計期間に比べ１７２億３０百万円減少しました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第２四半期累計期間において財務活動における資金は、１億１８百万円のマイナスとなりました。

これは、配当金の支払額によるもので、前第２四半期累計期間に比べ２６百万円減少しました。

(3) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

(4) 経営方針・経営戦略等、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当第2四半期累計期間において、当行の経営方針・経営戦略等、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等に重要な変更はありません。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第2四半期累計期間において、当行が優先的に対処すべき課題について重要な変更はありません。

(6) 研究開発活動

該当事項はありません。

(自己資本比率等の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号)に定められた算式に基づき、算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

単体自己資本比率(国内基準)

(単位：億円、%)

	2022年9月30日
1. 自己資本比率(2/3)	9.46
2. 単体における自己資本の額	254
3. リスク・アセットの額	2,685
4. 単体総所要自己資本額	107

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(1998年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(1948年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。))について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定の額

債権の区分	2021年9月30日	2022年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	48	49
危険債権	59	59
要管理債権	6	4
正常債権	4,168	4,174

3 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	8,000,000
第1回A種優先株式	1,000,000
第2回A種優先株式	1,000,000
計	8,000,000

(注) 「計」欄には定款で定める発行可能株式総数を記載しており、発行可能種類株式総数の合計とは一致していません。

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (2022年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (2022年11月28日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	2,737,160	2,737,160	福岡証券取引所	権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式で、単元株式数は100株であります。
第1回A種優先株式	300,000	300,000	—	(注)
計	3,037,160	3,037,160	—	—

(注) 第1回A種優先株式の主な内容は次のとおりであります。

(1) 第1回A種優先配当金

当行は、定款第36条に定める剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された第1回A種優先株式を有する株主（以下「第1回A種優先株主」という。）又は第1回A種優先株式の登録株式質権者（以下「第1回A種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）及び普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、第1回A種優先株式1株につき、第1回A種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第1回A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に年率1.75%を乗じて算出した額の金銭（2020年3月31日を基準日とする剰余金の配当額は、年率1.75%に基づき払込期日（同日を含む。）から2020年3月31日（同日を含む。）までの間の日数につき1年を365日とする日割計算により算出される額とし、円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り上げる。）（以下「第1回A種優先配当金」という。）の配当をする。また、当該基準日の属する事業年度において第1回A種優先株主又は第1回A種優先登録株式質権者に対して第10項に定める第1回A種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

非累積条項

ある事業年度において第1回A種優先株主又は第1回A種優先登録株式質権者に対してする剰余金の配当の額が第1回A種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

第1回A種優先株主又は第1回A種優先登録株式質権者に対しては、第1回A種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。ただし、当行が行う吸収分割手続のなかで行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当行が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号口若しくは第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(2) 第1回A種優先中間配当金

当行は、定款第37条に定める中間配当をするときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された第1回A種優先株主又は第1回A種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、第1回A種優先株式1株につき、第1回A種優先配当金の額の2分の1を上限とする金銭（以下「第1回A種優先中間配当金」という。）を支払う。

(3) 残余財産

残余財産の分配

当行は、残余財産を分配するときは、第1回A種優先株主又は第1回A種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、第1回A種優先株式1株につき、第1回A種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第1回A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に下記に定める経過第1回A種優先配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。

非参加条項

第1回A種優先株主又は第1回A種優先登録株式質権者に対しては、上記(1)のほか、残余財産の分配は行わない。

経過第1回A種優先配当金相当額

第1回A種優先株式1株当たりの経過第1回A種優先配当金相当額は、残余財産の分配が行われる日（以下「分配日」という。）において、分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から分配日（同日を含む。）までの日数に第1回A種優先配当金の額を乗じた金額を365で除して得られる額（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り上げる。）をいう。ただし、分配日の属する事業年度において第1回A種優先株主又は第1回A種優先登録株式質権者に対して第1回A種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(4) 議決権

第1回A種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を有しない。

(5) 種類株主総会

当行が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、法令に別段の定めがある場合を除き、第1回A種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

(6) 金銭を対価とする取得条項

金銭を対価とする取得条項

当行は、2027年4月1日以降、取締役会が別に定める日（以下「取得日」という。）が到来したときは、法令上可能な範囲で、第1回A種優先株式の全部又は一部を取得することができる。ただし、取締役会は、金融庁の事前の確認を得ている場合に限り、取得日を定めることができる。この場合、当行は、かかる第1回A種優先株式を取得するのと引換えに、下記に定める財産を第1回A種優先株主に対して交付するものとする。なお、第1回A種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。

取得と引換えに交付すべき財産

当行は、第1回A種優先株式の取得と引換えに、第1回A種優先株式1株につき、第1回A種優先株式の払込金額相当額（ただし、第1回A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に経過第1回A種優先配当金相当額を加えた額の金銭を交付する。なお、本号においては、(3)項に定める経過第1回A種優先配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をいずれも「取得日」と読み替えて、経過第1回A種優先配当金相当額を計算する。

(7) 普通株式を対価とする取得条項

普通株式を対価とする取得条項

当行は、2030年4月1日（以下「一斉取得日」という。）をもって、一斉取得日に残存する第1回A種優先株式の全てを取得する。この場合、当行は、かかる第1回A種優先株式を取得するのと引換えに、第1回A種優先株主に対し、その有する第1回A種優先株式数に第1回A種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第1回A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）及び経過第1回A種優先配当金相当額を加えた額を乗じた額を下記に定める普通株式の時価（以下「一斉取得価額」という。）で除した数の普通株式を交付するものとする。第1回A種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。なお、本において、上記(3)項に定める経過第1回A種優先配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をいずれも「一斉取得日」と読み替えて、経過第1回A種優先配当金相当額を計算する。

一斉取得価額

一斉取得価額は、一斉取得日に先立つ20取引日目に始まる15連続取引日（終値が算出されない日を除く。）の証券会員制法人福岡証券取引所（以下「福岡証券取引所」という。）における当行の普通株式の毎日の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、一斉取得価額が2,500円（以下「下限取得価額」という。）を下回る場合は、一斉取得価額は下限取得価額（ただし、下記による調整を受ける。）とする。

下限取得価額の調整

イ．第1回A種優先株式の発行後、次の各号のいずれかに該当する場合には、下限取得価額を次に定める算式（以下「下限取得価額調整式」という。）により調整する（以下、調整後の取得価額を「調整後下限取得価額」という。）。下限取得価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。

$$\begin{array}{ccccccc} \text{調整後} & & \text{調整前} & & \text{既発行} & + & \text{交付普通} & \times & \text{1株当たり} \\ \text{下限取得} & = & \text{下限取得} & \times & \text{普通株式数} & & \text{株式数} & & \text{の払込金額} \\ \text{価額} & & \text{価額} & & & & & \times & \\ & & & & \text{既発行普通株式数} & + & \text{交付普通株式数} & & \text{の時価} \end{array}$$

- (i) 下限取得価額調整式に使用する時価（下記八.(i)に定義する。以下同じ。）を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は自己株式である普通株式を処分する場合（無償割当ての場合を含む。）ただし、当行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本において同じ。）その他の証券（以下「取得請求権付株式等」という。）、又は当行の普通株式の交付と引換えに当行が取得することができる取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権その他の証券（以下「取得条項付株式等」という。）が取得又は行使され、これに対して普通株式が交付される場合を除く。）

調整後下限取得価額は、払込期日（払込期間が定められた場合は当該払込期間の末日とする。以下同じ。）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、又は株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるため若しくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

(ii) 株式の分割をする場合

調整後下限取得価額は、株式の分割のための基準日に分割により増加する普通株式数（基準日における当行の自己株式である普通株式に関して増加する普通株式数を除く。）が交付されたものとみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、その基準日の翌日以降、これを適用する。

- (iii) 下限取得価額調整式に使用する時価を下回る価額（下記二.に定義する。以下、本(iii)、下記(iv)及び(v)並びに下記八.(iv)において同じ。）をもって当行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式等を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後下限取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）に、又は株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与える

ため若しくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付株式等の全部が当初の条件で取得又は行使されて普通株式が交付されたものとみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、その払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、又はその基準日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、上記の普通株式が交付されたものとみなされる日において価額が確定しておらず、後日一定の日（以下「価額決定日」という。）に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額が下限取得価額調整式に使用する時価を下回る場合には、調整後下限取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全部が価額決定日に確定した条件で取得又は行使されて普通株式が交付されたものとみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

- (iv) 当行が発行した取得請求権付株式等に、価額がその発行日以降に修正される条件（本イ.又はロ.と類似する希薄化防止のための調整を除く。）が付されている場合で、当該修正が行われる日（以下「修正日」という。）における修正後の価額（以下「修正価額」という。）が下限取得価額調整式に使用する時価を下回る場合

調整後下限取得価額は、修正日に、残存する当該取得請求権付株式等の全部が修正価額で取得又は行使されて普通株式が交付されたものとみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、当該修正日の翌日以降これを適用する。

- (v) 取得条項付株式等の取得と引換えに下限取得価額調整式に使用される時価を下回る価額をもって普通株式を交付する場合

調整後下限取得価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

ただし、当該取得条項付株式等について既に上記(iii)又は(iv)による下限取得価額の調整が行われている場合には、調整後下限取得価額は、当該取得と引換えに普通株式が交付された後の完全希薄化後普通株式数（下記ホ.に定義する。）が、当該取得の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、当該超過する普通株式数が交付されたものとみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、取得の直前の既発行普通株式数を超えないときは、本(v)による調整は行わない。

- (vi) 株式の併合をする場合

調整後下限取得価額は、株式の併合の効力発生日以降、併合により減少する普通株式数（効力発生日における当行の自己株式である普通株式に関して減少した普通株式数を除く。）を負の値で表示して交付普通株式数とみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、これを適用する。

ロ. 上記イ.(i)ないし(vi)に掲げる場合のほか、合併、会社分割、株式交換又は株式移転等により、下限取得価額の調整を必要とする場合は、取締役会が適当と判断する下限取得価額に変更される。

ハ.(i) 下限取得価額調整式に使用する「時価」は、調整後下限取得価額を適用する日に先立つ5連続取引日（同日を含む。）の福岡証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。ただし、平均値の計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。なお、上記5連続取引日の間に、下限取得価額の調整事由が生じた場合、調整後下限取得価額は、本 に準じて調整する。

- (ii) 下限取得価額調整式に使用する「調整前下限取得価額」は、調整後下限取得価額を適用する日の前日において有効な下限取得価額とする。

- (iii) 下限取得価額調整式に使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日（上記イ.(i)ないし(ii)に基づき当該基準日において交付されたものとみなされる普通株式数は含まない。）の、基準日がない場合は調整後下限取得価額を適用する日の1ヶ月前の日の、当行の発行済普通株式数（自己株式である普通株式の数を除く。）に当該下限取得価額の調整の前に上記イ.及びロ.に基づき「交付普通株式数」とみなされた普通株式であって未だ交付されていない普通株式数を加えたものとする。

(iv) 下限取得価額調整式に使用する「1株当たりの払込金額」とは、上記イ.(i)の場合には、当該払込金額（無償割当ての場合は0円）（金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額）、上記イ.(ii)及び(vi)の場合には0円、上記イ.(iii)ないし(v)の場合には価額（ただし、(iv)の場合は修正価額）とする。

二. 上記イ.(iii)ないし(v)及び上記ハ.(iv)において「価額」とは、取得請求権付株式等又は取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額（新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得又は行使に際して当該取得請求権付株式等又は取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される普通株式の数で除した金額をいう。

ホ. 上記イ.(v)において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後下限取得価額を適用する日の既発行普通株式数から、上記ハ.(iii)に従って既発行普通株式数に含まれている未だ交付されていない普通株式数で当該取得条項付株式等に係るものを除いて、当該取得条項付株式等の取得により交付される普通株式数を加えたものとする。

ヘ. 上記イ.(i)ないし(iii)において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当行の株主総会における一定の事項に関する承認決議を停止条件としている場合には、上記イ.(i)ないし(iii)の規定にかかわらず、調整後下限取得価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。

ト. 下限取得価額調整式により算出された上記イ.第2文を適用する前の調整後下限取得価額と調整前下限取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、下限取得価額の調整は、これを行わない。ただし、その後下限取得価額調整式による下限取得価額の調整を必要とする事由が発生し、下限取得価額を算出する場合には、下限取得価額調整式中の調整前下限取得価額に代えて調整前下限取得価額からこの差額を差し引いた額（ただし、円位未満小数第2位までを算出し、その小数第2位を切り捨てる。）を使用する。

(8) 株式の分割又は併合及び株式無償割当て

当行は、法令に定める場合を除き、第1回A種優先株式について株式の分割又は併合を行わない。当行は、第1回A種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また、株式無償割当て又は新株予約権付無償割当てを行わない。

(9) 法令変更等

法令の変更等に伴い本要項の規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には、当行の取締役会は合理的に必要な措置を講じる。

(10) 種類株主総会の決議

定款において、会社法第322条第2項に関する定めをしております。

(11) 議決権を有しないこととしている理由

第1回A種優先株式は、適切な資本政策を目的としたものであり、既存株主への影響を考慮したためであります。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2022年7月1日～ 2022年9月30日	—	3,037	—	4,000	—	2,703

(5) 【大株主の状況】

所有株式数別

2022年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社 福岡銀行	福岡市中央区天神二丁目13番1号	432	14.23
福岡中央銀行行員持株会	福岡市中央区大名二丁目12番1号	219	7.24
株式会社 日本カストディ銀行 (信託口4)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	211	6.95
株式会社 西日本シティ銀行	福岡市博多区博多駅前三丁目1番1号	151	5.00
西部ガスホールディングス 株式会社	福岡市博多区千代一丁目17番1号	143	4.71
西日本鉄道 株式会社	福岡市博多区博多駅前三丁目5番7号	134	4.43
株式会社 宮崎太陽銀行	宮崎市広島二丁目1番31号	133	4.39
株式会社 豊和銀行	大分市王子中町4番10号	119	3.92
株式会社 南日本銀行	鹿児島市山下町1番1号	111	3.66
学校法人 帝京大学	東京都板橋区加賀二丁目11番1号	64	2.13
計	—	1,721	56.70

(注) 1. 発行済株式総数から除く自己株式には、役員報酬BIP信託が保有する当行株式46千株は含まれておりません。

2. 上記の信託銀行所有株式数のうち、当該銀行の信託業務に係る株式数は次のとおりです。

株式会社日本カストディ銀行(信託口4) 211千株

所有議決権数別

2022年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権 に対する 所有議決権数 の割合(%)
株式会社 福岡銀行	福岡市中央区天神二丁目13番1号	4,022	14.81
福岡中央銀行行員持株会	福岡市中央区大名二丁目12番1号	2,199	8.09
株式会社 日本カストディ銀行 (信託口4)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	2,113	7.78
株式会社 西日本シティ銀行	福岡市博多区博多駅前三丁目1番1号	1,519	5.59
株式会社 宮崎太陽銀行	宮崎市広島二丁目1番31号	1,334	4.91
西部ガスホールディングス 株式会社	福岡市博多区千代一丁目17番1号	1,332	4.90
西日本鉄道 株式会社	福岡市博多区博多駅前三丁目5番7号	1,245	4.58
株式会社 豊和銀行	大分市王子中町4番10号	1,141	4.20
株式会社 南日本銀行	鹿児島市山下町1番1号	1,112	4.09
学校法人 帝京大学	東京都板橋区加賀二丁目11番1号	649	2.39
計	—	16,666	61.37

(注) 上記の信託銀行所有議決権数のうち、当該銀行の信託業務に係る議決権数は次のとおりです。

株式会社日本カストディ銀行(信託口4) 2,113個

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2022年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第1回A種優先株式 300,000	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 400	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,715,400	27,154	—
単元未満株式	普通株式 21,360	—	一単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	3,037,160	—	—
総株主の議決権	—	27,154	—

(注) 1. 第1回A種優先株式の内容については、「1 株式等の状況 (1) 株式の総数等 発行済株式」に記載しております。

2. 上記の「完全議決権株式(その他)」及び「単元未満株式」の欄には、役員報酬BIP信託が保有する当行株式46,900株(議決権の数469個)及び68株が含まれております。また、「完全議決権株式(その他)」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が100株(議決権の数が1個)含まれております。

3. 上記の「単元未満株式」欄の普通株式には、当行所有の自己株式46株が含まれております。

【自己株式等】

2022年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社福岡中央銀行	福岡市中央区大名二丁目 12番1号	400	—	400	0.01
計	—	400	—	400	0.01

(注) 役員報酬BIP信託が保有する当行株式46,968株は、上記自己保有株式に含まれておりません。

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

- 1．当行は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期会計期間については、中間財務諸表を作成しております。
- 2．当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1977年大蔵省令第38号）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（1982年大蔵省令第10号）に準拠しております。
- 3．当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間会計期間(自2022年4月1日 至2022年9月30日)の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。
- 4．当行は子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

1 【中間連結財務諸表】

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

3 【中間財務諸表】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2022年 3 月31日)	当中間会計期間 (2022年 9 月30日)
資産の部		
現金預け金	3 39,120	3 56,774
有価証券	1, 3, 7 81,093	1, 3, 7 84,979
貸出金	1, 2, 3, 4 433,110	1, 2, 4 427,640
外国為替	64	37
その他資産	1 4,736	1 5,192
その他の資産	3 4,736	3 5,192
有形固定資産	5, 6 12,811	5, 6 12,726
無形固定資産	448	384
前払年金費用	2,142	2,269
繰延税金資産	337	520
支払承諾見返	1 190	1 249
貸倒引当金	3,944	3,756
資産の部合計	570,111	587,017
負債の部		
預金	3 493,864	3 524,687
譲渡性預金	140	15,869
借入金	3 40,800	3 11,100
その他負債	3,018	3,201
未払法人税等	161	130
リース債務	4	3
資産除去債務	7	7
その他の負債	3 2,845	3 3,060
役員株式給付引当金	48	59
睡眠預金払戻損失引当金	56	46
再評価に係る繰延税金負債	5 1,827	5 1,816
支払承諾	190	249
負債の部合計	539,944	557,031
純資産の部		
資本金	4,000	4,000
資本剰余金	2,703	2,703
資本準備金	2,703	2,703
利益剰余金	19,005	19,577
利益準備金	1,396	1,396
その他利益剰余金	17,608	18,181
固定資産圧縮積立金	512	509
別途積立金	16,025	16,725
繰越利益剰余金	1,071	946
自己株式	165	161
株主資本合計	25,543	26,119
その他有価証券評価差額金	485	246
土地再評価差額金	5 4,136	5 4,113
評価・換算差額等合計	4,622	3,866
純資産の部合計	30,166	29,986
負債及び純資産の部合計	570,111	587,017

(2) 【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 2021年 4 月 1 日 至 2021年 9 月30日)	当中間会計期間 (自 2022年 4 月 1 日 至 2022年 9 月30日)
経常収益	4,524	4,495
資金運用収益	3,821	3,664
(うち貸出金利息)	3,375	3,215
(うち有価証券利息配当金)	411	398
役務取引等収益	532	552
その他業務収益	-	0
その他経常収益	170	¹ 277
経常費用	3,955	3,583
資金調達費用	64	64
(うち預金利息)	64	64
役務取引等費用	456	424
その他業務費用	0	-
営業経費	^{2, 3} 3,072	^{2, 3} 2,996
その他経常費用	⁴ 362	⁴ 98
経常利益	568	911
特別利益	97	31
固定資産処分益	97	31
特別損失	14	7
固定資産処分損	1	7
減損損失	13	-
税引前中間純利益	651	935
法人税、住民税及び事業税	138	137
法人税等調整額	110	128
法人税等合計	248	265
中間純利益	402	669

(3) 【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間(自 2021年 4 月 1 日 至 2021年 9 月30日)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金	利益剰余金					自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合計		
				固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	4,000	2,703	1,396	516	15,625	740	18,277	128	24,853
当中間期変動額									
剰余金の配当						94	94		94
中間純利益						402	402		402
自己株式の取得								0	0
自己株式の処分								2	2
土地再評価差額金の 取崩						3	3		3
固定資産圧縮積立金の 取崩				2		2	—		—
別途積立金の積立					400	400	—		—
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)									
当中間期変動額合計	—	—	—	2	400	85	312	2	314
当中間期末残高	4,000	2,703	1,396	514	16,025	654	18,590	126	25,167

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	1,696	4,183	5,880	30,733
当中間期変動額				
剰余金の配当				94
中間純利益				402
自己株式の取得				0
自己株式の処分				2
土地再評価差額金の 取崩				3
固定資産圧縮積立金の 取崩				—
別途積立金の積立				—
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)	437	3	440	440
当中間期変動額合計	437	3	440	126
当中間期末残高	1,259	4,179	5,439	30,607

当中間会計期間(自 2022年 4 月 1 日 至 2022年 9 月30日)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金	利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計	
				固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	4,000	2,703	1,396	512	16,025	1,071	19,005	25,543
当中間期変動額								
剰余金の配当						120	120	120
中間純利益						669	669	669
自己株式の取得								0
自己株式の処分								3
土地再評価差額金の 取崩						23	23	23
固定資産圧縮積立金の 取崩				2		2	—	—
別途積立金の積立					700	700	—	—
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)								
当中間期変動額合計	—	—	—	2	700	125	572	575
当中間期末残高	4,000	2,703	1,396	509	16,725	946	19,577	26,119

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	485	4,136	4,622	30,166
当中間期変動額				
剰余金の配当				120
中間純利益				669
自己株式の取得				0
自己株式の処分				3
土地再評価差額金の 取崩				23
固定資産圧縮積立金の 取崩				—
別途積立金の積立				—
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)	732	23	755	755
当中間期変動額合計	732	23	755	180
当中間期末残高	246	4,113	3,866	29,986

(4) 【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 2021年 4 月 1 日 至 2021年 9 月30日)	当中間会計期間 (自 2022年 4 月 1 日 至 2022年 9 月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純利益	651	935
減価償却費	268	201
減損損失	13	-
貸倒引当金の増減()	159	187
役員株式給付引当金の増減額(は減少)	10	11
睡眠預金払戻損失引当金の増減()	13	10
資金運用収益	3,821	3,664
資金調達費用	64	64
有価証券関係損益()	77	8
固定資産処分損益(は益)	95	23
貸出金の純増()減	504	5,469
預金の純増減()	38,123	30,823
譲渡性預金の純増減()	16,547	15,729
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減()	10,000	29,700
債券貸借取引受入担保金の純増減()	10,061	-
外国為替(資産)の純増()減	731	26
資金運用による収入	3,923	3,674
資金調達による支出	93	99
その他	64	320
小計	56,771	22,922
法人税等の支払額	151	169
営業活動によるキャッシュ・フロー	56,619	22,753
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	20,913	7,926
有価証券の売却による収入	1,885	273
有価証券の償還による収入	31,052	2,699
有形固定資産の取得による支出	45	146
有形固定資産の除却による支出	0	-
有形固定資産の売却による収入	311	153
無形固定資産の取得による支出	40	35
投資活動によるキャッシュ・フロー	12,250	4,980
財務活動によるキャッシュ・フロー		
配当金の支払額	94	121
自己株式の取得による支出	0	0
自己株式の売却による収入	2	3
財務活動によるキャッシュ・フロー	92	118
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	68,778	17,654
現金及び現金同等物の期首残高	34,237	37,116
現金及び現金同等物の中間期末残高	1 103,016	1 54,770

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他の有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他の有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産は、定額法により償却しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：6年～50年

その他：3年～20年

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

(有形固定資産の減価償却方法の変更)

当行の有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却方法は、従来、定率法を採用しておりましたが、当中間会計期間より定額法へ変更しております。

当行は、2021年度よりスタートした第12次中期経営計画「BEST!～ひとりひとりのベストを大きな力に～」において、「店舗網の再構築」等を重点施策のひとつに掲げ、営業店舗の新築移転等の投資を進めております。これらの案件に対する投資検討を契機として、有形固定資産の減価償却方法を検討した結果、当行の営業店舗及び事務機器等は長期安定的に継続使用され、その使用価値は存続期間を通じて概ね一定に減少するため、使用可能期間である耐用年数にわたり均等に費用配分を行う定額法が経営の実態をより適切に期間損益に反映させることができると判断いたしました。

この変更により、従来の方法によった場合に比べ、当中間会計期間の減価償却費が減少し、経常利益及び税引前中間純利益はそれぞれ47百万円増加しております。

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 2022年4月14日)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

与信額が一定額以上の要注意先債権以下に相当する大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しております。

(2) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、当中間会計期間末においては、年金資産の額が、退職給付債務から未認識項目の合計額を控除した額を超過しているため、超過額を前払年金費用に計上しております。また、過去勤務費用および数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により
損益処理

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として5年)による
定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌期から損益処理

(3) 役員株式給付引当金

役員株式給付引当金は、役員への当行株式の交付等に備えるため、株式交付規程に基づき、役員に対する株式給付債務の見込額のうち、当中間会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

(4) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。

6. 収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

7. 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び預入期間が3ヵ月以内の預け金であります。

8. 消費税等の会計処理

有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。

(会計方針の変更)

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当中間会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これにより、当中間会計期間の中間財務諸表に与える影響はありません。

なお、「金融商品関係」注記の金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項における投資信託に関する注記事項においては、時価算定会計基準適用指針第27-3項に従って、前事業年度に係るものについては記載しておりません。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の影響に関する貸倒引当金の見積りについて)

新型コロナウイルス感染症の拡大による取引先の経営状況及び経済環境全体に及ぼされる影響を考慮し当中間会計期間において取引先の財務情報等に未だ反映されていない信用リスクに対する影響額を見積り、貸倒実績率に必要な修正を行うことにより、追加的な貸倒引当金を2億86百万円計上しております。

なお、前事業年度の有価証券報告書における(重要な会計上の見積り)に記載した新型コロナウイルス感染症拡大の経済への影響を含む仮定について重要な変更はありません。

ただし、当該仮定についての不確実性は高く、新型コロナウイルス感染症の拡大による取引先の経営状況及び経済環境への影響が変化した場合には、第3四半期財務諸表以降において、貸倒引当金は増減する可能性があります。

(中間貸借対照表関係)

1. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

	前事業年度 (2022年3月31日)	当中間会計期間 (2022年9月30日)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	4,546百万円	4,969百万円
危険債権額	5,874百万円	5,939百万円
三月以上延滞債権額	- 百万円	- 百万円
貸出条件緩和債権額	791百万円	441百万円
合計額	11,211百万円	11,350百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

2. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日。以下「業種別委員会実務指針第24号」という。)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2022年3月31日)	当中間会計期間 (2022年9月30日)
	3,588百万円	3,370百万円

3. 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前事業年度 (2022年 3 月31日)	当中間会計期間 (2022年 9 月30日)
担保に供している資産		
有価証券	41,088百万円	11,388百万円
貸出金	6,000百万円	- 百万円
預け金	4百万円	4百万円
計	47,092百万円	11,392百万円
担保資産に対応する債務		
預金	421百万円	357百万円
借入金	40,800百万円	11,100百万円
その他の負債	26百万円	25百万円

上記のほか、為替決済、日本銀行当座借越契約等の取引の担保として、次のものを差し入れております。

	前事業年度 (2022年 3 月31日)	当中間会計期間 (2022年 9 月30日)
--	-------------------------	---------------------------

有価証券	9,561百万円	30,628百万円
------	----------	-----------

また、その他の資産には、中央清算機関差入証拠金及び保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2022年 3 月31日)	当中間会計期間 (2022年 9 月30日)
中央清算機関差入証拠金	4,000百万円	4,000百万円
保証金	5百万円	5百万円

なお、手形の再割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した商業手形等はありません。

4. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2022年 3 月31日)	当中間会計期間 (2022年 9 月30日)
融資未実行残高	28,140百万円	27,782百万円
うち原契約期間が1年以内のもの (又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)	27,377百万円	27,064百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

5. 土地の再評価に関する法律(1998年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

1998年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(1998年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める当該事業用土地について、地価税法(1991年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算定する方法に基づいて算出。

前事業年度末及び当中間会計期間において、再評価を行った土地の時価が再評価後の土地の簿価を上回っているため、差額を記載しておりません。

6. 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2022年3月31日)	当中間会計期間 (2022年9月30日)
減価償却累計額	7,871百万円	7,818百万円

7. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額

	前事業年度 (2022年3月31日)	当中間会計期間 (2022年9月30日)
	480百万円	760百万円

(中間損益計算書関係)

1. その他経常収益には、次のものを含んでおります。

	前中間会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)	当中間会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)
貸倒引当金戻入益	- 百万円	187百万円

2. 営業経費には、次のものを含んでおります。

	前中間会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)	当中間会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)
給料・手当	1,560百万円	1,510百万円

3. 減価償却実施額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)	当中間会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)
有形固定資産	174百万円	102百万円
無形固定資産	94百万円	99百万円

4. その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	前中間会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)	当中間会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)
貸倒引当金繰入額	228百万円	— 百万円
株式等償却	— 百万円	11 百万円

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自 2021年 4 月 1 日 至 2021年 9 月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	2,737	—	—	2,737	
第1回優先株式	300	—	—	300	
合 計	3,037	—	—	3,037	
自己株式					
普通株式	29	0	0	28	(注) 1, 2, 3
合 計	29	0	0	28	

- (注) 1. 自己株式の増加0千株は、単元未満株式の買取によるものであります。
2. 自己株式の減少0千株は、役員報酬B I P信託による当行株式の売却によるものであります。
3. 当事業年度期首及び当中間会計期間末の自己株式数には、役員報酬B I P信託が保有する当行株式がそれぞれ18千株、17千株含まれております。

2. 配当に関する事項

(1) 当中間会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年 6 月29日 定時株主総会	普通株式	68	25.00	2021年 3 月31日	2021年 6 月30日
	第1回 A種優先株式	26	87.50	2021年 3 月31日	2021年 6 月30日

- (注) 普通株式の配当金の総額には、役員報酬B I P信託が保有する当行株式に対する配当金0百万円が含まれております。

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年11月29日 取締役会	普通株式	68	その他 利益剰余金	25.00	2021年 9 月30日	2021年12月 6 日
	第1回 A種優先株式	26	その他 利益剰余金	87.50	2021年 9 月30日	2021年12月 6 日

- (注) 普通株式の配当金の総額には、役員報酬B I P信託が保有する当行株式に対する配当金0百万円が含まれております。

当中間会計期間(自 2022年 4 月 1 日 至 2022年 9 月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	2,737	—	—	2,737	
第1回優先株式	300	—	—	300	
合 計	3,037	—	—	3,037	
自己株式					
普通株式	48	0	0	47	(注) 1, 2, 3
合 計	48	0	0	47	

- (注) 1. 自己株式の増加 0 千株は、単元未満株式の買取によるものであります。
2. 自己株式の減少 0 千株は、役員報酬 B I P 信託による当行株式の売却によるものであります。
3. 当事業年度期首及び当中間会計期間末の自己株式数には、役員報酬 B I P 信託が保有する当行株式がそれぞれ16千株、46千株含まれております。

2. 配当に関する事項

(1) 当中間会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年 6 月29日 定時株主総会	普通株式	94	35.00	2022年 3 月31日	2022年 6 月30日
	第1回 A種優先株式	26	87.50	2022年 3 月31日	2022年 6 月30日

- (注) 1. 普通株式の配当金の総額には、役員報酬 B I P 信託が保有する当行株式に対する配当金 0 百万円が含まれております。
2. 普通株式の 1 株当たり配当額35.00円には、創立70周年記念配当10.00円を含んでおります。

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年11月28日 取締役会	普通株式	68	その他 利益剰余金	25.00	2022年 9 月30日	2022年12月 5 日
	第1回 A種優先株式	26	その他 利益剰余金	87.50	2022年 9 月30日	2022年12月 5 日

- (注) 普通株式の配当金の総額には、役員報酬 B I P 信託が保有する当行株式に対する配当金 1 百万円が含まれております。

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間会計期間 (自 2021年 4 月 1 日 至 2021年 9 月30日)	当中間会計期間 (自 2022年 4 月 1 日 至 2022年 9 月30日)
現金預け金勘定	106,020百万円	56,774百万円
定期預け金(預入期間3ヵ月超)	3,004 "	2,004 "
現金及び現金同等物	103,016 "	54,770 "

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

主として車両であります。

リース資産の減価償却方法

重要な会計方針「4. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

該当事項はありません。

(金融商品関係)

１．金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額(貸借対照表計上額)、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません((注１)参照)。また、現金預け金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

前事業年度(2022年３月31日)

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 有価証券			
満期保有目的の債券	-	-	-
其他有価証券	79,976	79,976	-
(2) 貸出金	433,110		
貸倒引当金(＊)	3,786		
	429,324	429,988	664
資産計	509,301	509,965	664
(1) 預金	493,864	493,867	2
(2) 譲渡性預金	140	140	0
(3) 借入金	40,800	40,800	-
負債計	534,804	534,807	2
デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されていないもの	-	-	-
ヘッジ会計が適用されているもの	-	-	-
デリバティブ取引計	-	-	-

(＊) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

当中間会計期間(2022年9月30日)

(単位：百万円)

	中間貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 有価証券			
満期保有目的の債券	-	-	-
その他有価証券	83,955	83,955	-
(2) 貸出金	427,640		
貸倒引当金(＊)	3,599		
	424,040	424,158	117
資産計	507,996	508,114	117
(1) 預金	524,687	524,697	10
(2) 譲渡性預金	15,869	15,869	0
(3) 借入金	11,100	11,100	-
負債計	551,657	551,667	10
デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されていないもの	-	-	-
ヘッジ会計が適用されているもの	-	-	-
デリバティブ取引計	-	-	-

(＊) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 市場価格のない株式等及び組合出資金の中間貸借対照表(貸借対照表)計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	前事業年度 (2022年3月31日)	当中間会計期間 (2022年9月30日)
非上場株式(＊1)(＊2)	574	574
組合出資金(＊3)	542	449
合 計	1,116	1,024

(＊1) 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(＊2) 前事業年度において、非上場株式について1百万円減損処理を行っております。

当中間会計期間において、非上場株式について0百万円減損処理を行っております。

(＊3) 組合出資金については、時価算定会計基準適用指針第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

２．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における調整されていない相場価格により算定した時価

レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

（１）時価で中間貸借対照表(貸借対照表)に計上している金融商品

前事業年度(2022年３月31日)

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
有価証券				
その他有価証券				
国債・地方債等	12,433	14,807	-	27,240
社債	-	25,505	483	25,988
株式	7,089	-	-	7,089
その他	-	4,095	7,551	11,646
資産計	19,522	44,408	8,034	71,965

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年７月４日)第26項に従い、経過措置を適用した投資信託は上表には含めておりません。貸借対照表における当該投資信託の金額は金融資産 8,011百万円となります。

当中間会計期間(2022年９月30日)

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
有価証券				
その他有価証券				
国債・地方債等	11,912	14,501	-	26,413
社債	-	30,215	767	30,983
株式	7,240	-	-	7,240
その他	2,649	9,191	7,477	19,318
資産計	21,802	53,908	8,244	83,955

(2) 時価で中間貸借対照表(貸借対照表)に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度(2022年3月31日)

(単位:百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
貸出金	-	-	429,988	429,988
資産計	-	-	429,988	429,988
預金	-	493,867	-	493,867
譲渡性預金	-	140	-	140
借入金	-	40,800	-	40,800
負債計	-	534,807	-	534,807

当中間会計期間(2022年9月30日)

(単位:百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
貸出金	-	-	424,158	424,158
資産計	-	-	424,158	424,158
預金	-	524,697	-	524,697
譲渡性預金	-	15,869	-	15,869
借入金	-	11,100	-	11,100
負債計	-	551,667	-	551,667

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

資 産

(1) 有価証券

上場株式及び上場投資信託は取引所の価格によっており、市場の活発性に基づきレベル1に分類しております。債券は市場価格、取引金融機関から提示された価格によっており、国債はレベル1、それ以外の債券は主にレベル2、時価として第三者から入手した相場価格を利用した債券または算定に当たり重要な観察できないインプットを用いている場合は主にレベル3に分類しており、社債(銀行保証付私募債)等がこれに含まれております。

また、市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価としてレベル2に分類しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(2) 貸出金

貸出金のうち固定金利によるものは、種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を期間別の無リスクの市場利子率に信用リスク相当分を上乗せした利率で割り引いて時価を算定しており、主にレベル3に分類しております。なお、変動金利によるもの及び残存期間が短期間(3ヵ月以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としており、主にレベル3に分類しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間決算日(決算日)における中間貸借対照表(貸借対照表)上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としており、主にレベル3に分類しております。

負 債

(1) 預金、及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、中間決算日(決算日)に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来キャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期間が短期間(3ヵ月以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。これらについては、レベル2に分類しております。

(3) 借入金

借入金は、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利息の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、残存期間が短期間(3ヵ月以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としており、レベル2に分類しております。

(注2) 時価で中間貸借対照表(貸借対照表)に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

(1)重要な観察できないインプットに関する定量的情報

前事業年度(2022年3月31日)

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲	インプットの加重平均
有価証券				
其他有価証券				
社債	現在価値技法	割引率	0.01%-8.13%	0.69%

当中間会計期間(2022年9月30日)

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲	インプットの加重平均
有価証券				
其他有価証券				
社債	現在価値技法	割引率	0.01%-8.13%	0.67%

(2)期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益

前事業年度(2022年3月31日)

(単位:百万円)

区分	期首残高	当期の損益に計上	評価差額金の変動	購入・売却発行及び決済の純額	レベル3の時価への振替	レベル3の時価からの振替	期末残高	当期の損益に計上した額のうち貸借対照表日において保有する金融資産及び金融負債の評価損益
有価証券								
其他有価証券								
社債	-	-	3	480	-	-	483	-
その他	6,201	-	150	1,500	-	-	7,551	-

当中間会計期間(2022年9月30日)

(単位:百万円)

区分	期首 残高	当期の 損益に 計上	評価差額金 の変動	購入・売却 発行及び 決済の純額	レベル3の 時価への 振替	レベル3の 時価からの 振替	期末 残高	当期の損益に計上 した額のうち中間 貸借対照表日にお いて保有する金融 資産及び金融負債 の評価損益
有価証券								
その他有価証券								
社債	483	-	4	280	-	-	767	-
その他	7,551	-	74	-	-	-	7,477	-

(3)時価の評価プロセスの説明

当行はミドル部門において時価の算定に関する方針及び手続を定め、時価評価モデルにより時価評価を行っております。ミドル部門はフロント部門から時価評価に必要なデータを収集し、使用するインプットや時価のレベルの分類が方針及び手続に準拠しているかを検証しております。第三者から入手した相場価格を時価として利用する場合においては、ミドル部門及びバック部門において、使用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により妥当性を検証しております。

(4)重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

社債(銀行保証付私募債)の時価の算定で用いている重要な観察できないインプットは、割引率であります。割引率は市場金利等適切な指標に与信管理上の内部格付ごとの信用スプレッドを上乗せした利率であり、このインプットの著しい上昇(低下)は、時価の著しい低下(上昇)を生じさせます。

(有価証券関係)

1. 中間貸借対照表(貸借対照表)の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」を記載しております。
2. 「子会社株式及び関連会社株式」は、該当ありません。

1. 満期保有目的の債券

該当事項はありません。

2. その他有価証券

前事業年度(2022年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	株式	5,770	4,329	1,440
	債券	9,563	9,216	346
	国債	1,820	1,585	234
	地方債	1,287	1,280	7
	社債	6,455	6,350	104
	その他	6,083	5,677	405
	小計	21,417	19,224	2,193
貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	株式	1,318	1,488	169
	債券	43,666	44,452	786
	国債	10,613	11,044	431
	地方債	13,519	13,732	212
	社債	19,533	19,675	142
	その他	13,574	14,135	560
	小計	58,559	60,076	1,517
合計		79,976	79,301	675

当中間会計期間(2022年9月30日現在)

	種類	中間貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間貸借対照表計 上額が取得原価を 超えるもの	株式	5,099	3,624	1,475
	債券	8,185	7,884	301
	国債	1,794	1,586	207
	地方債	1,215	1,210	4
	社債	5,175	5,086	89
	その他	6,825	6,473	352
	小計	20,111	17,981	2,129
中間貸借対照表計 上額が取得原価を 超えないもの	株式	2,140	2,362	222
	債券	49,211	50,837	1,626
	国債	10,118	11,043	925
	地方債	13,285	13,684	398
	社債	25,807	26,109	301
	その他	12,493	13,152	659
	小計	63,844	66,352	2,507
合計		83,955	84,334	378

3. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(市場価格のない株式等及び組合出資金を除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額(貸借対照表計上額)とするとともに、評価差額を当中間会計期間(事業年度)の損失として処理(以下、「減損処理」という。)しております。

前事業年度における減損処理額はありません。

当中間会計期間における減損処理額は、株式11百万円であります。

有価証券の減損処理については、「有価証券減損処理規定」に従い、時価が取得原価に比べて50%以上下落した場合、もしくは時価が30%以上50%未満の下落率で、発行会社の財政状態や信用状況、過去の一定期間における時価の推移等を勘案し、回復の見込みがあると認められない場合に減損処理を行っております。

(金銭の信託関係)

1. 満期保有目的の金銭の信託

該当事項はありません。

2. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)

該当事項はありません。

(その他有価証券評価差額金)

中間貸借対照表(貸借対照表)に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。
前事業年度(2022年 3 月31日現在)

	金額(百万円)
評価差額	675
その他有価証券	675
その他の金銭の信託	-
()繰延税金負債	189
その他有価証券評価差額金	485

当中間会計期間(2022年 9 月30日現在)

	金額(百万円)
評価差額	378
その他有価証券	378
その他の金銭の信託	-
(+)繰延税金資産	131
その他有価証券評価差額金	246

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 金利関連取引

該当事項はありません。

(2) 通貨関連取引

該当事項はありません。

(3) 株式関連取引

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引

該当事項はありません。

(5) 商品関連取引

該当事項はありません。

(6) クレジット・デリバティブ取引

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 金利関連取引

該当事項はありません。

(2) 通貨関連取引

該当事項はありません。

(3) 株式関連取引

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 2021年 4 月 1 日 至 2022年 3 月31日)	当中間会計期間 (自 2022年 4 月 1 日 至 2022年 9 月30日)
期首残高	10百万円	7百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	- 百万円	- 百万円
時の経過による調整額	0百万円	0百万円
資産除去債務の履行による減少額	3百万円	- 百万円
期末残高	7百万円	7百万円

(収益認識関係)

経常収益及び顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

区分	前中間会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)	当中間会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)
役務取引等収益	507	521
預金・貸出業務	43	43
為替業務	165	140
証券関連業務	119	103
代理業務	43	44
保護預り・貸金庫業務	9	9
保険業務	58	93
その他	66	86
顧客との契約から生じる経常収益	507	521
上記以外の経常収益	4,017	3,973
経常収益	4,524	4,495

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当行は、銀行業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前中間会計期間(自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)

1. サービスごとの情報

当行は、銀行業として単一のサービスを提供しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行は、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行は、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当中間会計期間(自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)

1. サービスごとの情報

当行は、銀行業として単一のサービスを提供しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行は、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行は、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(持分法損益等)

関連会社がないため記載しておりません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

	前事業年度 (2022年3月31日)	当中間会計期間 (2022年9月30日)
1株当たり純資産額	10,083円89銭	10,023円27銭

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は次の通りであります。

		前事業年度 (2022年3月31日)	当中間会計期間 (2022年9月30日)
純資産の部の合計額	百万円	30,166	29,986
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	3,052	3,026
(うち優先株式)	百万円	(3,000)	(3,000)
(うち優先株式に係る配当額)	百万円	(52)	(26)
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額	百万円	27,113	26,960
1株当たり純資産額の算定に用いられた 中間期末(期末)の普通株式の数	千株	2,688	2,689

2. 1株当たり中間純利益及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり中間純利益及び算定上の基礎

		前中間会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)	当中間会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)
(1) 1株当たり中間純利益	円	139.10	239.33
(算定上の基礎)			
中間純利益	百万円	402	669
普通株主に帰属しない金額	百万円	26	26
(うち優先株式配当額)	百万円	(26)	(26)
普通株式に係る中間純利益	百万円	376	643
普通株式の期中平均株式数	千株	2,707	2,689
(2) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益	円	103.10	172.24
(算定上の基礎)			
中間純利益調整額	百万円	26	26
(うち優先株式配当額)	百万円	(26)	(26)
普通株式増加数	千株	1,200	1,200
(うち優先株式)	千株	(1,200)	(1,200)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要		—	—

(注) 株主資本において自己株式として計上されている役員報酬BIP信託が保有する当行株式は、1株当たりの中間純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。控除した当該自己株式の期中平均株式数は、前中間会計期間において18千株、当中間会計期間において24千株であります。

(重要な後発事象)

当行と株式会社ふくおかフィナンシャルグループ（取締役社長 五島 久、以下「ふくおかフィナンシャルグループ」という。当行とふくおかフィナンシャルグループを併せ、以下「両社」という。）は、2022年11月11日に開催したそれぞれの取締役会において、経営統合（以下、「本件経営統合」という。）の実現を目指すことについて基本合意することを決議し、両社の間で基本合意書を締結いたしました。その内容につきましては、以下のとおりであります。

1．経緯

両社が本拠地を置く福岡県は、中小企業数が全国でも上位に位置し、特に福岡市における開業率は、大都市の中でもトップ水準にある等、地域金融機関にとって、中小企業の事業活動が活発な魅力的なマーケットと云えます。一方、両社を取り巻く経営環境は、低金利の常態化や金融領域への異業種参入による競争激化等、厳しい環境が継続しています。また、地域における従来からの人口減少や少子高齢化といった構造的課題に加えて、テクノロジーの進化・脱炭素化等を背景とした社会構造の変化や地政学リスクの高まりの影響を受け、社会環境はこれまでにない速さで大きく変化しています。

こうした加速度的な環境変化に将来に亘り対応していくには、ふくおかフィナンシャルグループの信用力・資本力の活用により当行の経営基盤を一層盤石なものとし、両社の経営資源や強みを活かして、福岡県内において幅広いお客さまの課題解決や成長のサポートを行っていくことが地域経済の持続的発展に貢献できると判断したため、本件経営統合に向けた協議・検討を進めていくことを決定いたしました。

2．経営統合の基本理念と目的

両社は、本件経営統合を通じて、グループとしての総合力を一段と発揮し、地域のあらゆる層のお客さまをサポートすることによって、地域経済の持続的な発展に貢献してまいります。

3．経営統合の形態

両社は、本件経営統合として、必要な株主総会の承認及び関係当局の許認可等を得ることを前提に、2023年10月1日を目処に、ふくおかフィナンシャルグループを完全親会社、当行を完全子会社とする株式交換を行うことを協議・検討してまいります。当行は、株式交換によりふくおかフィナンシャルグループの完全子会社となりますので、当行の株式は、株式交換の効力発生日に先立ち、福岡証券取引所を上場廃止となる予定です。なお、本件経営統合の形態については、今後両社で継続的な協議・検討を進める過程で変更する可能性があります。

また、本件経営統合後の当行とふくおかフィナンシャルグループ傘下の株式会社福岡銀行（取締役頭取 五島 久）は、それぞれの強みを活かした事業展開を行うことが本件経営統合の目的の実現に繋がるとの判断から、合併を行う予定はございません。

4．株式交換比率

本件経営統合における株式交換比率は、今後実施するデューディリジェンスの結果や第三者機関による株価算定の結果等を踏まえて、本件経営統合に関する最終契約締結までに決定いたします。

5．今後のスケジュール

2023 年 3 月	（ 予定 ）	両社取締役会決議 本件経営統合に関する最終契約締結
2023 年 6 月	（ 予定 ）	定時株主総会
2023 年 10 月 1 日	（ 予定 ）	株式交換効力発生日

6. ふくおかフィナンシャルグループの概要（2022年3月末現在）

(1) 会社概要

本店所在地	福岡市中央区大手門一丁目8番3号
代表者の役職・氏名	取締役社長 五島 久
事業内容	銀行業
資本金	124,799百万円
設立年月日	2007年4月2日
発行済株式総数	普通株式 191,138千株
決算期	3月31日
総資産（連結）	29,171,912百万円
純資産（連結）	941,066百万円
預金残高（連結）	20,085,823百万円
貸出金残高（連結）	16,703,622百万円

(2) 直近3年間の業績概要（連結）

決算期	2020年3月期	2021年3月期	2022年3月期
経常収益	283,186百万円	274,754百万円	280,427百万円
経常利益又は経常損失（ ）	5,250百万円	60,427百万円	76,086百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	110,607百万円	44,647百万円	54,118百万円

4 【その他】

中間配当

2022年11月28日開催の取締役会において、第102期の中間配当につき次のとおり決議しました。

中間配当金額		94百万円
1株当たりの中間配当金	普通株式	25円00銭
	第1回A種優先株式	87円50銭

(注) 中間配当金額には、役員報酬BIP信託が保有する当行株式に対する配当金1百万円が含まれております。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2022年11月25日

株式会社福岡中央銀行

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

伊 加 井 真 弓

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

宮 川 宏

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社福岡中央銀行の2022年4月1日から2023年3月31日までの第102期事業年度の中間会計期間(2022年4月1日から2022年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社福岡中央銀行の2022年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間(2022年4月1日から2022年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2022年11月11日開催の取締役会において、株式会社ふくおかフィナンシャルグループとの経営統合の実現を目指すことについて基本合意することを決議し、基本合意書を締結した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

中間財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記の中間監査報告書の原本は当行（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
 - 2 XBRLデータは中間監査の対象には含まれておりません。